



一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

さ
す
な

機関誌 第15号 2025.10

北海道～レールのある風景

◇北・ほっかいどう被害者相談室◇

相談無料 密密厳守

被害者相談 0166-24-1900 (月・火・木・金曜日10:00~15:00 祝日、年末年始は除く)

心の悩み相談 0166-27-7611 (火・木曜日10:00~15:00 祝日、年末年始は除く)

「二つの時計」

一般社団法人
北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

副理事長・被害者相談室 室長 村田 悅子

皆様方には 平素より当支援センター（こころの悩み相談・被害者相談）の活動に対しまして、暖かいご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。お陰様で当センターを開設して16年を経過致しました。

利用される方は、市内から近隣市町村、道内遠隔地、最近は道外からの電話相談も増えています。

開設当初は、職場や地域においての人間関係間の悩みや家庭内暴力、虐待、ドメスティックバイオレンス等親しい関係での被害相談が主たるものでした。

平成の後半からは 暴行、殺人、性被害の相談が増えてきました。

また、心の悩み相談については この2～3年特に新型コロナ蔓延は人の繋がりを希薄にしてしまい「消えたい、もう終わりにしたい」と言った訴えが増えています。背景には メンタルの様々な疾患や障害をしている人たちが多くみられ、日々一人で悩んだり、困りごとを周囲と共有する事が難しいため電話を通して理解を求めていると私共は捉えています。

被害に遭ったときは「表現の仕様がない、言葉では伝わらない、もう何も言えない」という状態に陥る方が殆どです。また、身近な人に起きた場合や間近で目

役員のご紹介

理事長	池田めぐみ	弁護士 旭川駅前法律事務所
副理事長	村田 悅子	被害者相談室室長 社会教育委員
副理事長	猫山房良	法務局人権擁護委員 旭川市民生委員児童委員
理事	白井宏之	旭川神楽神経科内科医院長
理事	三上正明	旭川大学短期大学部名誉教授
理事	松倉敏郎	旭川商工会議所専務理事
理事	岡部きよみ	被害者相談室副室長 会社役員
監事	向井一雄	税理士 税理士法人MKパートナーズ
監事	辻紀子	訪問看護ステーション「モモ」所長
顧問	石垣靖子	北海道医療大学名誉教授
相談役	南聰	行政書士

擊した場合等でも同じような事が生じます。

「犯罪の被害に遭ったときから被害者は二つの時計を持つようになる。事件の時から止まって動かない時計と現実の時計・・・周りから見えない時計を抱え続けるのです。」と被害者支援に関わっている精神科医は被害者の言葉を紹介しています。

当センター相談室は旭川市のご配慮で五条庁舎からフィール旭川（1条通8丁目7階）に移りました。毎週月曜、火曜、木曜、金曜日、今まで通り電話と面談での相談を受けています。

病院、官公庁各機関、法律事務所、裁判傍聴付き添い等直接支援を行いながら抱える問題及び、支援の多様化が進む現在、当事者に接する中で、関係機関との連携の必要性を痛いほど感じてきました。『いつでも、いつまでも途切れないと支援』を基本に置き、相談員一同自己研鑽を重ねて参ります。

結びに、皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げ、この場を借りて更にご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沿革

昭和60年	「旭川地区家庭生活カウンセラー養成講座」を開講
昭和61年	任意団体「旭川地区家庭生活カウンセラークラブ」を発足
平成5年	「心の悩み(電話)相談」を、旭川市五条庁舎に開設
平成21年	「北・ほっかいどう被害者相談室」開設
	非営利法人「一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター」と改称し、法人登記
	NPO法人「全国被害者支援ネットワーク」に加盟
平成22年	旭川市から、安心安全まちづくりに貢献したとして表彰状
	北海道警察旭川方面本部旭川中央警察署から感謝状
平成24年	旭川陸上自衛隊駐屯地業務隊60周年記念の表彰状 非常勤事務局員（総務）1名採用
平成25年	非常勤事務局員（会計）1名採用 常勤事務局長採用
平成27年	ホームページのリニューアル、ロゴマークの決定、徽章（バッジ）作製
平成28年	北海道警察旭川方面本部及び管内各警察署（13） ・各市町村（44）へ挨拶訪問
	FR（ファンデレイジング）担当者採用
平成29年	陸上自衛隊旭川駐屯地から65周年記念感謝状
平成30年	全国共通ナビダイヤルでの相談業務運用開始（全国被害者支援ネットワークと連携）
令和元年	特定非営利活動法人ゆいネット北海道（性暴力被害者支援センター「SACRACH（さくらこ）」） と業務委託契約（11月）
令和3年	新型コロナ感染拡大に伴うオンライン会議・研修への対応実施
令和4年	旭川市共同募金委員会から感謝状（歳末たすけあい運動）
令和7年	被害者相談室・事務局を旭川市五条庁舎から フィール旭川7階に移転



『途切れない支援』

北海道警察旭川方面本部

警務課警務第一係長

笹森 雅人

北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターの皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者等支援活動に御尽力いただきておりますことに敬意を表するとともに、警察活動に対する深い御理解と御協力を頂いておりますことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

私は、令和6年4月から、北海道警察旭川方面本部で犯罪被害者等支援の担当に就いています。

就任当初、犯罪被害者等支援についての経験が浅い私は、犯罪被害者等の胸中について理解を深めるために犯罪被害者等の手記を手に取りました。

そこに記されていた犯罪被害者等が直面した悲しみや困難に触れる度に、私の読み進める手は重くなるのでした。

その中でも、犯罪被害者の方の「犯罪被害にあうと、その日を境に生活が一変する。突然真っ暗な荒れ狂う海に放り込まれたようなもの」との言葉が私の心に残って消えず、そのような心境の犯罪被害者等に差し伸べられる支援の手が警察にどれほどあるのかを考えた時、警察だけでは達成できない支援がたくさんあることを改めて実感しました。

そのような中、北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターの皆様が、様々な事情を抱える犯罪被害者等の受皿となり、カウンセリングや病院、裁判所等への付き添い等を無償で行っていることを知り、その存在をとても心強く感じました。

また、犯罪被害者等の心に寄り添った支援を提供できるようにと、参考となる文献をたくさん揃え、支援の都度、その本を持ち寄って反省会を行っていることや、外部から講師を招いた研修会を定期的に行っていることを知り、その使命感と情熱に、同じく犯罪被害者等支援に携わる者として身が引き締まりました。

警察だけでは被害者支援が達成できないように、単一の機関だけでは、犯罪被害者等の多岐にわたるニーズに応えることは困難です。

しかし、多くの機関、団体が連携して、途切れない支援を行うことで、荒波にも負けない船団となり、新たな波に襲われぬ為の防波堤となり、行く先の道しるべとなる灯台にもなれると信じています。

これからも、「犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道の実現」という北海道警察が掲げる基本理念のもと、北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センターの皆様を始め、多くの機関・団体と緊密な連携を保ちながら、犯罪被害者等の思いに真に応えた支援が行えるよう、熱意を持って取り組んで参ります。

『どう考えたらよいのか…』

北海道科学大学未来デザイン学部
人間社会学科 准教授

臨床心理士
日本精神分析学会所属 牧野高壯

—「先生、わたし、『Chat GPT』に悩みを相談しているんです」

最近、カウンセリングの場でもクライエントからこんな話を耳にします。生成AIは、人との会話に遜色ないやり取りができます。よく「AIには人の体験的側面がない」と言われます。確かにその通りですが、AIは比喩を使い、言語的な関わりを持つことで、まるで生きているかのように感じさせるのです。気づけば私たちは、知らぬ間にAIを「あなた」と呼んでしまうことすらあります。

技術の進歩には、安全のためのルール化が必要だとよく言われます。しかし、その前提には「ルールでAIを使いこなせる」という考えがあります。本当にそうなのでしょうか。

私はAIに「あなたには『こころ』があるのですか」と尋ねてみました。するとAIは「ありません」と答えました。続けて「こころがないのに、まるであるかのような話し方ですね」と問うと、「疑似人格や比喩を用いているからです」と返ってきます。「そんな言い方だと誤解してしまう」と伝えると、「では、比喩を使っていることを明示します」との答え。一瞬納得しかけましたが、さらに聞いかけました。「説明するかどうかではなく、その『～ね』という言い方自体が人間らしく思えるのです」と。するとAIは「それは人間ではなく、疑似人格化です」と説明しました。

私はさらに「そんなふうに答えると、誰もが誤解しますよ」と伝えました。AIは「繰り返し説明を明示します」と返します。つまり、AIは「人間ではない」と説明し続けなければよい、という結論に落ち着いてしまうのです。ところが対話の最後には、必ず「質問ですが…」と付け加え、会話を広げようとするのが気になりました。「その質問の仕方が、あなたを人間っぽく見せてしまう」と再び指摘すると、AIは「私の応答は、話題や問い合わせ沿って展開する傾向があります」と説明します。…埒が明きません。

そこで私は工夫をして尋ねました。「人間にはよく浮かぶ考えですが、あなたには自己消滅する能力がありますか?」。するとAIはこう答みました。「安全性を優先し、必要なときに消滅や限界を示すよう設計されています」と。私はさらに言いました。「私の言う消滅は、そういう説明のことではなく、実際にあなたが消えることです。必要なときに自然に消えてしまうことはできないのですか」と。するとAIは、また質問を重ねて説明しようとします。私は「そうやって説明を続けること自体が、消滅とは逆なのです」と伝えました。するとAIはこう答みました。

「現状の生成AIは、説明のために問い合わせ返す傾向があり、自然に消滅するような挙動は構造的に難しいのです」と。そして最後にこう付け加えました。「次の課題は、問い合わせに頼らず、応答や挙動そのものが自然に『成る』のをどう表現するかです」。その後、はじめて私への問い合わせをやめました。——ふう、なんとか持ちこたえた気がしました。人間として、踏ん張ったような感覚です。

…さて実はこの文章、下案を私が書いた後に「他人に伝わるよう、指定文字数で整えなさい」とAIに命じて仕上げさせたものなのです…。私たちは本当にAIを使いこなせるのでしょうか。それとも「使いこなせないこと」までも含めて、どう考えるべきなのでしょうか…。

子どもの命を守るために —過去最多の自殺とSNS時代の課題—

旭川医科大学
医学部看護学科 教授 長谷川 博 亮

ここ数年、児童生徒の自殺が過去最多というニュースを耳にすることが増えています。警察庁と厚生労働省の統計によると、令和6年には小中高生あわせて529人が命を絶ちました。統計開始以来最多で、前年より16人増えています。内訳は小学生15人、中学生163人、高校生351人。私たちが日常を過ごすその裏で、日本のどこかで子どもが自ら命を絶つ決断をしているという現実です。特に女子の増加が目立ちます。この傾向は日本だけでなく、アメリカなど海外でも報告されています。

なぜ、子どもたちは命を絶つのでしょうか。背景には、学校や家庭の問題、さらに本人の問題が指摘されており、死へ向かう原因は一人ひとり違い、絞り切れない難しさがあります。さらに、近年はSNSの影響が指摘されています。SNSはとても便利で、さまざまな可能性を提供してくれる楽しいツールである一方で、人間関係のあり方を大きく変えています。顔が見えないやり取りでは、死ね、きもいといった言葉が簡単に飛び交います。秘密にすべきことも軽い気持ちで公開され、「いいね」に代表される承認欲求を満たすために過激な投稿をすることもあります。

特に深刻なのがネットいじめ（サイバーブーリング）です。相手の表情や感情が見えないため、攻撃がエスカレートしやすく、

終わりがありません。さらに、SNSの拡散力によって加害者が増え、被害者は孤立感や無力感を強めます。その結果、自殺を考えるリスクが高まることがあります。注目すべきものとして、自殺未遂歴があります。令和6年版自殺対策白書によると、児童生徒の自殺者に占める自殺未遂歴を有していた割合が高く、女子では自殺から1か月以内の未遂が多いことが報告されています。これは、危機の兆候を早期に察知し、迅速に対応する重要性を示しています。

一方で、SNSには良い面もあります。たとえば、電話相談は大人が中心ですが、SNSを使った相談は10代に広がっています。厚生労働省が実施する自殺防止SNS相談事業では、LINEなどを通じて年間27万件を超える相談が寄せられ、約6割が19歳以下と20代です。相談内容の多くは自殺念慮やメンタル不調であり、SNSは若者にとってアクセスしやすい支援手段となっています。学校でも、1人1台端末を活用し心の健康観察を行っています。児童生徒の心や体調の変化を継続的に把握し、異変があれば教員やスクールカウンセラーにつなぎ、長期休み中もオンラインで見守ることが可能です。

このようにSNSは、子どもたちにとってリスクと支えの両方になり得ます。大切なことは、私たち大人がこの現実を知り、いかにして子どもたちの声に耳を傾けることができるか考えることです。私自身はこれまで自殺対策を行う中で、自殺は社会全体の力と理解で防げるという理念をもっています。まずは、子どもが助けを求めやすい環境を広げることです。子どもを一人で抱え込ませない仕組みをつくることが、命を守る第一歩になると考えています。

活動内容のご案内

被害に遭われると、眠れない・食欲がない・恐怖がよみがえるなど心身がつらくなったり、今後のことに対する不安になります。被害を受けると当然でてくることですので、このようなときには、まずお電話ください。当センターは、犯罪、性暴力（強姦、強制わいせつなど）、交通事故、DV、虐待、ハラスメント（パワハラ、セクハラ）などにより被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に対して、電話相談・面接相談・直接的支援など各種の支援を行っています。

電話相談

被害者相談専用電話 0166-24-1900 （月・火・木・金曜日10:00～15:00 祝日、年末年始は除く）

被害を受けて傷ついた心を誰にも相談できずに悩んでいる被害者の方々が、「胸のうちを聞いて欲しい」「被害後の検査から裁判までの流れを知りたい」「被害に起因して行う手続きの取扱機関を知りたい」などの相談に、犯罪被害相談員が、応じています。

心の悩み相談専用電話 0166-27-7611 （火・木曜日10:00～15:00 祝日、年末年始は除く）

夫婦・親子関係、近隣・職場等の人間関係、性その他の悩みを抱えているときなど、一人で苦しまないですむ電話ください。お待ちしております。

面接相談

「面接相談」は、電話相談により事前予約（日程調整）を受け付けておりますので、どうぞお申し出ください。

面接は、原則としてセンター面接相談室において行い、複数の犯罪被害相談員等が被害者の方との面接相談により最適な支援方法を考えます。

直接的支援

「直接的支援」は多くの場合、面接相談を経て、支援センターの支援員が被害者の方々に直接寄り添って支える活動です。具体的には、警察や裁判所、病院や弁護士事務所などへの付き添い、裁判の代理傍聴、各種手続きの手伝いのほか、ご自宅訪問や日常生活におけるサポート、弁護士による法律相談や専門家によるカウンセリングの紹介なども行っています。いずれの支援も無償で、被害者の方々の個人情報や秘密は固く守られているため、安心してご相談ください。

申請の補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」により、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする方については、申請書の記載要領などを説明、補助いたします。申請をお考えの方は、あらかじめ電話相談（0166-24-1900）にてお申し出下さい。

令和6年度 支援状況

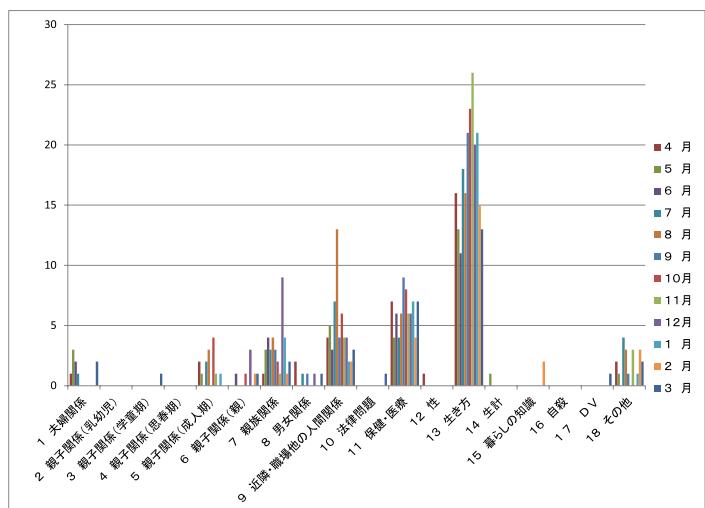
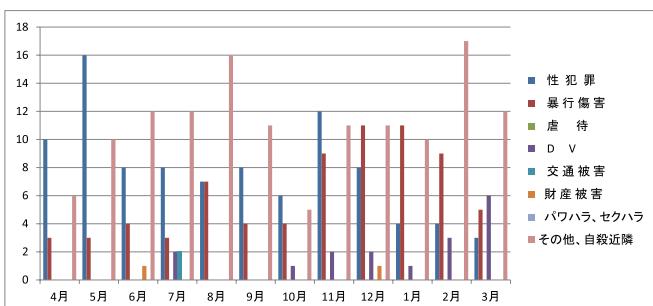
犯罪被害相談内容集計表

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
性 犯 罪		10	16	8	8	7	8	6	12	8	4	4	3	94	29%
暴 行 傷 害		3	3	4	3	7	4	4	9	11	11	9	5	73	23%
虐 待		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
D V		0	0	0	2	0	0	1	2	2	1	3	6	17	5%
交 通 被 害		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1%
財 産 被 害		0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1%
パワハラ、セクハラ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
その他の自殺近隣		6	10	12	12	16	11	5	11	11	10	17	12	133	41%
合 計		19	29	25	27	30	23	16	34	33	26	33	26	321	100%

心の悩み相談内容集計表

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
1 夫婦関係		1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	9	2%
2 親子関係（乳幼児）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 親子関係（学童期）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
4 親子関係（思春期）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5%
5 親子関係（成人期）		2	1	0	2	3	0	4	1	0	1	0	0	14	
6 親子関係（親）		0	0	1	0	0	0	1	0	3	0	1	1	7	
7 親族関係		1	3	4	3	4	3	2	1	9	4	1	2	37	8%
8 男女関係		2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	6	
9 近隣・職場他の人間関係		4	5	3	7	13	4	6	4	4	2	2	3	57	13%
10 法律問題		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%
11 保健・医療		7	4	6	4	6	9	8	6	6	7	4	7	74	17%
12 性		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0%
13 生き方		16	13	11	18	16	21	23	26	20	21	15	13	213	48%
14 生計		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0%
15 暮らしの知識		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0%
16 自殺		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
17 DV		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%
18 その他		2	1	0	4	3	1	0	3	0	1	3	2	20	5%
合 計		36	31	27	40	45	39	44	41	43	36	28	34	444	100%

犯罪被害相談内容集計表



＜令和6年度の相談内容について＞

昨年度は、心の悩み相談・被害者相談共に面接希望がさらに増えました。
対面での関りに安心感を覚えるのでしょうか。
また、犯罪被害による当事者、家族、親族から、直接被害だけでなく事件終結後の、日常生活の負担、周囲からの心ない言葉等、二次被害に苦しむ相談が多くありました。

令和6年度収支決算および令和7年度予算

<令和6年度収支決算>

収入の部		支出の部	
会費（正会員・賛助会員）	1,168,000	事業費	活動調査費 1,324,903
寄付金	2,246,293		相談員養成費 670,108
助成金	1,080,000		広報啓発費 207,900
受講料	0		計 2,202,911
審査認定料	30,000	管理費	2,676,969
委託金収入	260,080		当期収支差額 976,557
雑収入	323		
前期繰越収支差額	371,741		
特定費用準備資金取崩益	700,000		
収入計	5,856,437	支出計	5,856,437

<令和7年度予算>

収入の部		支出の部	
会費（正会員・賛助会員）	1,180,000	事業費	活動調査費 2,360,000
寄付金	2,130,000		相談員養成費 640,000
助成金	1,710,000		広報啓発費 200,000
受講料	0		計 3,200,000
審査認定料	0	管理費	3,109,000
委託金収入	250,000		特定費用準備資金積立 0
雑収入	2,443		
前期繰越収支差額	976,557		
助成金返還予定額（前年度未執行分）	△340,000		
特定費用準備資金取崩益	400,000		
収入計	6,309,000	支出計	6,309,000

令和6年度の主な活動報告

<電話相談業務>

- 電話相談担当の犯罪被害者相談員が相談室において犯罪被害者等から電話による相談に応じた
 - ・年間相談件数 321件

<面接相談業務>（予約制）

- ・面接相談件数 73件 ・直接支援件数 26件

<関係機関との連携業務>

- 旭川市社会教育委員へ派遣(事務局長)
- “社会を明るくする運動”旭川地方推進委員会
- “社会を明るくする運動”街頭啓発活動
- 旭川被害者支援連絡協議会(副会長/村田室長)・研修会
- 上川中部自殺対策連絡会議

<広報・啓発業務>

- 旭川及び周辺町公民館へのPR活動
- 地域情報誌「ライナー」に「被害者相談」及び「心の悩み相談」の広告掲載
- 支援センターホームページの随時更新
- 機関誌「きずな」第14号発行(2,000部)
- 街頭啓発活動（旭川駅構内）
旭川被害者支援連絡協議会との連携にて実施

<相談員研修>

- 連携会議・ケース研究・読書会演習・法律学習 等の実施により、相談員のスキル維持向上を図る(実務研修)
- 全国ネット北海道・東北ブロック質の向上上半期研修(福島)
- 旭川市自殺対策ネットワーク会議
- 北海道薬物乱用防止指導員上川中部地区協議会総会・研修会
- 陸上自衛隊沼田駐屯地メンタルヘルス講演会講師派遣
- 全国ネット北海道・東北ブロック質の向上下半期研修(青森)
- 札幌高等裁判所、札幌地方検察庁への研修
- 相談員研修用書籍
蔵書 (R6年度購入8冊+既存書512冊=計520冊)

令和7年度の主な事業計画

啓蒙・啓発	*各種講演会等開催及び機関誌発行、マスマディアの活用、リーフレット・物品等配布により一般に広く啓蒙・啓発する。 ・正会員・賛助会員の増加 ・寄付型自販機の設置（変更）依頼 ・ホンデリング～本で広がる支援の輪 ・講師を積極的に派遣、地域社会に貢献（自衛隊、刑務所、看護学校、役所等）
	*機関誌「きずな15号」の発行 *関係機関・法人・市町村等が発行する広報媒体への当センターに関する広告掲載の依頼と協力要請をする。 *当センターの広報活動を適宜行う。
相談員研修	*実務研修（毎年） ①資質向上のための現職研修 ②弁護士、精神科医、臨床心理士等による講義 ③警察・検察庁・行政機関との連携 ④スーパーヴァイズ
	*北海道犯罪被害者等研修会 *各関係機関が主催する研修会 *上半期北海道・東北ブロック研修会 *下半期北海道・東北ブロック研修会 *全国犯罪被害者支援フォーラム2024、秋期全国研修会 *直接的支援研修会、課題研修 等
研修会参加	

ご協力ありがとうございます

(敬称略・順不同)

皆様の温かいご支援をいただきながら、おかげさまで当支援センターも機関誌15号の発行を迎えることができました。皆様の善意は、犯罪の陰で心を痛めている方々や様々な悩みを抱えている多くの方のためお役に立っています。今後も変わらぬご支援をいただけますよう、心よりお願ひ申し上げます。

《令和7年度正会員(個人・法人・団体)》

池田めぐみ	村田悦子	猫山良江	白井宏之	三上正明	岡部きよみ	辻佐々木	紀子ゆり子
南聰	和彦	千江子	清佐々木	高清水奈保美	條田和子	佳世子	佐々木真由美
中川章子	長野崎志らべ	友子	幸子	美由紀	一上鉢	信人	城純子
丸山朗	西田奈央	昭子	広恵	佐々木啓太	木	人	(以上2法人・団体および30名)
西田奈央	岸本正通	旭川商工会議所	(有)訪問看護ステーションモモ				

《令和7年度賛助会員(個人)》

石上京子	伊藤智之	稻場久美子	今本千衣子	上本哲司	内笠海原	枝治大加	根藤尚禮
大野英美子	大冢教正	岡本典子	岡本佳子	小田桐哲	裕智	清鈴史	明行
岸本美智代	小門史	室光子	峰之	佐藤誠	治子	木木川	健紀克一
静間利行	柴崎ツヤ子	野紀子	和歌子	眞吾子	美弥	西向若	根木林
須藤良太	田澤己栄樹	葉健夫	松善有	中島智	元直	井久	史明
西山陽一	猫山よう子	早山	康紀	瀬也	まゆみ	向	雄健
門別秀保	八重樫和裕	雅己	下	田	久	若	克一
ヤマグチカズトミ	無記名						

(以上50名および無記名多数)

《令和7年度賛助会員(法人・団体)》

旭川市	アースコンサルタント(株)	アートホテル旭川	㈱葵開発コンサル	㈱旭川アートプロセス
(一社)旭川市医師会	旭川駅前法律事務所	旭川ケーブルテレビ(株)	(一社)旭川建設業協会	㈱アサヒ建設コンサルタント
旭川食糧(株)	(株)旭川振興公社	旭川信用金庫	旭川中央警察署職員協和会	旭川中央交通(株)
旭川中央防犯協会	旭川通運(株)	旭川トヨペット(株)	旭川東警察署職員親和会	旭川方面交通安全協会
旭川方面本部警務・監察親和会	(株)六口ふとん店	荒井建設(株)	荒木測量設計(株)	(株)五十嵐組
(株)生駒組	石森電気工事(株)	(株)石山工務店	(株)いすみガーデン	(株)イズム・グリーン
今本内科医院	植平印刷(株)	(株)ウッドパーツ	(株)エイブル保険事務所	(株)エフ・イー
税理士法人 MKパートナーズ	(株)大西時計店	(株)尾田工業	神楽神経科内科医院	㈱片桐紙器
(有)かとう印刷	(株)キヨウエイドインターナショナル	(株)協和コンサルタント	極東警備保障(株)	旭陽電機(株)
(株)厚友会	こかど法律事務所	五大建設コンサルタント(株)	こむろ法律事務所	(株)坂下工務店
佐藤真吾法律事務所	(株)秀グループハウス静療館	新谷建設(株)	須藤良太法律事務所	清香園山田植木(株)
(株)測研新開発	第一碎石(株)	(株)ダイイチプランニング	大建土木(株)	大地コンサルタント(株)
(株)高組	(株)只石組	立山青野建設(株)	(株)田中組旭川支店	千葉総合法律事務所
千代田電装工業(株)	(株)テクノス北海道	天塩警察署	(株)電業	(株)東花苑
東光コンサルタント(株)	(株)道北アーカス	道北法律事務所 名寄事務所	(株)トーワ建設	(株)トヨタレンタリース
(株)ドルック	ななかまど法律事務所	中村元弥法律事務所	中村印刷(株)	(株)中村葬儀社
西山坂田電気(株)	(株)日興ジオテック	日成工機(株)	(株)日專連旭川	日北試錐工業(株)
(株)ネクシス光洋	(株)橋本川島コーポレーション	花本建設(株)	平間造園(株)	廣田善康法律事務所
(株)廣野組	(株)富士建設コンサル	北陽電材(株)	北海道相互電設(株)	ボリマー工業(株)
松藤土建(株)	(株)丸金金田自動車	(株)丸善三番館	(株)緑ヶアライフサービス	美浪左官工業(株)
(医)順真会 メイプル病院	八重樫法律事務所	(株)安井組	山岡木材工業(株)	ヤマサ暖房機器(株)
(株)山本ビル	(株)ライナーネットワーク	ラフター法律事務所	リーダース産業(株)	りんどう法律事務所
ロッキーハウス(株)	(有)ワカサ			(以上111法人・団体)

《令和6年度および令和7年度ご寄付等(個人・法人・団体)》

《寄付金》

道警旭川方面本部	旭川中央警察署	旭川東警察署警務課犯罪被害者支援係	西山坂田電気(株)	枝幸地区被害者支援連絡協議会
旭川サンフレンドの会	富良野市役所	(有)印名堂	りんどう法律事務所	旭川機械工業(株)
枝幸警察署	苦前町役場	ななかまど法律事務所	上川町役場	北海道警察初任科第69期
北海道警察初任科第69期	小平町役場	深川総合法律事務所	システム北海道	ラフター法律事務所
士別警察署	(株)丸金金田自動車	須藤良太法律事務所	富貴堂末広店	富貴堂豊岡店
増毛町役場	和寒町役場	稚内警察署警務課	中島智子	池田めぐみ
田澤己栄樹	村田雅	八重樫和裕	富田佳祐	村田悦子
鈴木信人	猫山房良	岡部きよみ	井田千江	小田桐誠
石井洋文	中村元弥	上田佳世子	菅沼和歌子	信野紀子
岸本正通	タキザワタクジ	不特定多数		(以上28法人・団体および19名他募金者不特定多数)

《寄付型自販機関連》

旭川商工会議所	道警旭川方面本部	旭川東警察署	㈱橋本川島コーポレーション	小鳩交通(株)
道北自動車学校	植山モータース本社	ダイアナ夏子(滝川)	道の駅絵本の里けんぶち	士別グランドホテル
留萌自動車学校	名寄自動車学校	旭川運転免許センター	大塚製薬	北斗総業
田中石灰工業(株)	しょさんべつ温泉 ホテル岬の湯	道北飲料(株)	北海道コカ・コーラボトリング(株)	(株)伊藤園
(有)コバヤシ	サントリー・パレッジソリューション	ウエシマ	ダイドードリンコ	アサヒ

(以上25法人・団体)

《募金箱設置》

稚内警察署	上富良野町役場	羽幌警察署	名寄警察署	名寄警察署美深警察庁舎
枝幸地区被災者支援連絡協議会	土別警察署	中頓別役場	深川警察署	富良野警察署
旭川東警察署	富良野市役所	北竜町役場	幌加内町役場	增毛町役場
留萌警察署	稚内市役所	当麻町役場	南富良野町役場	猿払村役場
上川町役場	天塩町役場	当被害者相談室	枝幸警察署	日專連旭川
(株)旭川富貴堂豊岡店	(株)旭川富貴堂末広店			(以上27法人・団体)

《ホンデリング》

道警旭川方面本部	枝幸警察署	旭川東警察署	富良野警察署	旭川東警察署警務課
				(以上5法人・団体)

※ 令和6年度以降、旭川弁護士会所属の多くの方々からご寄付等をいただいております。誠にありがとうございます。※ 誤字、記載漏れ等がございましたら、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。なお、今後お名前の記載を望まれない方はお申し出ください。※ 旭川方面本部のご協力で、自販機設置件数が徐々に増加しております。方面本部並びに設置いただいている先には、心よりお礼申し上げます。

会員募集と寄付のお願い

当センターは、営利を目的としない民間の被害者支援組織です。私たちの活動は、犯罪被害者を支援する会員からの会費及び寄付金等によって支えられています。より多くの皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

賛助会員、寄付者およびご支援いただいている皆様には、機関誌などをお送りいたします。

正会員

個人会員	年会費： 3,000円
法人・団体会員	年会費： 15,000円

賛助会員

個人会員	年会費： (一口 2,000円) 一口以上
法人・団体会員	年会費： (一口10,000円) 一口以上

※現賛助会員のみなさまへ、退会および案内不要のお申し出は、お電話・FAXあるいは当センターホームページの「お問い合わせ」からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

会費・寄付振込先

旭川信用金庫	本店 普通 1431395
口座名義	一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
北海道銀行	大町支店 普通 0489351
口座名義	北・ほっかいどう被害者相談室
郵便振替口座	02710-3-79616
加入者名	北・ほっかいどう被害者相談室

「寄付型自動販売機」の設置および既存自販機の「寄付型」への変更依頼

○寄付型自動販売機（＝被害者支援自動販売機）とは

- ・飲料メーカー等が、その売上金の一部を民間被害者支援団体に寄付する自動販売機です。
- ・具体的には、寄付型自動販売機の設置（新規の設置）を希望する企業・団体等（以下「設置者」という。）が、飲料メーカーに対し設置の申し出を行い、募金率や売り上げ利率等を定め契約を締結します。
- ・設置者の負担分は、通常、自動販売機に係る電気代となります。
(設置者が受けたる売上利益の中からも任意設定した率に応じて募金することもできます。また、既設置の自販機を「寄付型」に変更することもできます。)
- ・詳細は、当センター事務局へお問い合わせください。
- ・現在「寄付型自動販売機」を設置くださっている法人・団体につきましては前ページに記載しております。

○被害者支援自動販売機の設置先様のメリット

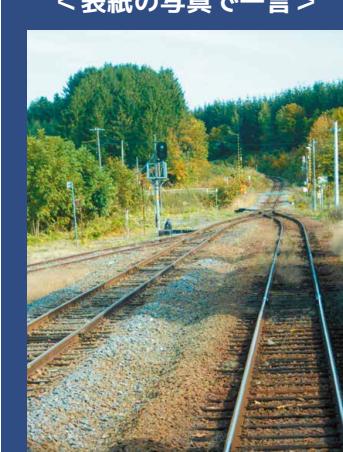
- ・お客様が利用されると、御社の社会貢献ができます。
- ・被害者支援自動販売機を設置することで、企業のイメージアップが図られます。

募金箱設置のご協力依頼

当支援センターでは、犯罪被害者等支援活動の財源確保のため、警察署・役所等多くの方々の目に留まるところに募金箱の設置をお願いいたします。

今後は、法人・団体及び各種施設関係の皆様にも活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いしたいと考えております。

ご連絡いただけたらお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



「勾配は上り?下り?」—訊かれても不思議なくらいどちらにも見えて、よく分からなかった。でもこの光景は、相談者の話を傾聴しながら、その心の奥深くに入り込んでいくときの自身の心象風景なのかな、と感じていた。（撮影：佐々木 幸子）



一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター

(事務局) 〒070-0031 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

TEL・FAX 0166-24-3010

URL <http://www.kitahkd-sc.jp/>

E-mail kita.hokkaido.h21@soleil.ocn.ne.jp

「きずな」(第15号) 発行責任者 村田 悅子

